

IBM Kenexa Learn

ご利用条件 (以下、「ToU」といいます。) は、本「IBM ご利用条件 - SaaS 特定オフリング条件」(以下、「SaaS 特定オフリング条件」といいます。)、および以下の Web サイトでご覧いただける「IBM ご利用条件 - 一般条件」(以下、「一般条件」といいます。) という表題の文書で構成されています

(URL:<http://www.ibm.com/software/sla/slabd.nsf/sla/tou-gen-terms/>)。相違がある場合は、「SaaS 特定オフリング条件」が「一般条件」に優先するものとします。「IBM SaaS」の注文、そのアクセスまたは利用により、お客様は「ToU」に同意したものとみなされます。

1. IBM SaaS

以下の「IBM SaaS」オフリングは、これらの「SaaS 特定オフリング条件」の対象です。

- IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Author
- IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Dynamic Delivery
- IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Additional Report
- IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Additional Authoring Template
- IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Additional Microsoft Content Conversion
- IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Additional Language
- IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Additional Non-Production Hosted Site
- IBM Kenexa LMS on Cloud
- IBM Kenexa LMS on Cloud Human Resource Synchronization
- IBM Kenexa LMS on Cloud Data Import
- IBM Kenexa LMS on Cloud LDAP Support
- IBM Kenexa LMS on Cloud Additional Adaptive Report
- IBM Kenexa LMS on Cloud eCommerce Integration
- IBM Kenexa LMS on Cloud Additional Language
- IBM Kenexa LMS on Cloud Additional Non-Production Hosted Site
- IBM Kenexa Hot Lava Mobile on Cloud

2. 課金単位

「IBM SaaS」は、「取引文書」で規定された以下の課金単位のいずれかに従って販売されます。

- 「アクセス」**は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「アクセス」とは、「IBM SaaS」を利用する権利です。お客様は、お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に指定された計測期間中に、「IBM SaaS」を利用するために 1 件の「アクセス」使用許諾を取得する必要があります。
- 「許可ユーザー」**は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。お客様は、何らかの手段により直接または間接に (例えば、多重化プログラム、デバイスまたはアプリケーション・サーバーを介して) 「IBM SaaS」にアクセスする「許可ユーザー」ごとに、個別に専用の使用許諾を取得する必要があります。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」へのアクセス権限が付与される「許可ユーザー」の数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。
- 「対象参加者」**は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「IBM SaaS」が管理または追跡するサービス提供プログラムに参加できる各個人または法人は、「対象参加者」です。お客様は、自己の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」内で管理または追跡されるすべての「対象参加者」をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

本「IBM SaaS」において、「対象参加者」には、LMS においてアクティブのフラグが付いたユーザーおよび LCMS のユーザーのみ含まれます。

- d. 「インスタンス」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「インスタンス」とは、特定の構成の「IBM SaaS」へのアクセスです。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中にアクセスおよび利用することが可能な「IBM SaaS」の「インスタンス」ごとに十分な使用許諾を取得する必要があります。

3. 料金および課金

「IBM SaaS」に対する料金は、「取引文書」に記載されます。

3.1 セットアップ

セットアップ料金は、「取引文書」に明記されます。

3.2 1 か月に満たない期間の料金

「取引文書」に記載された 1 か月に満たない期間の料金は、按分ベースで評価される場合があります。

3.3 オンデマンド

オンデマンド・オプションは、お客様が「取引文書」に規定された料金でかかるオンデマンド・オプションを発注した月に請求されます。

3.4 超過分

課金期間中のお客様の「IBM SaaS」の実際の利用が、「PoE」に記載される使用許諾範囲を超える場合には、お客様は、「取引文書」の規定に従い、その超過分について請求されます。

4. 「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」の更新オプション

以下のいずれかを指定することによって、「サブスクリプション期間」の終了時に「IBM SaaS」を更新するかどうかをお客様の「PoE」で定めます。

4.1 自動更新

お客様の「PoE」に、お客様の更新は自動更新と記載されている場合、お客様は、「PoE」に規定されている有効期間満了日の少なくとも 90 日前までに、お客様の IBM 営業担当員または IBM ビジネス・パートナーへの書面による要求により、期間満了となる「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」を終了させることができます。IBM または IBM ビジネス・パートナーが、有効期間満了日までにかかる終了通知を受領していない場合、期間満了となる「サブスクリプション期間」は 1 年間、または「PoE」に規定される当該更新前の「サブスクリプション期間」と同じ期間のいずれかで自動的に更新されます。

4.2 請求の継続

「PoE」にお客様の更新は継続すると記載されている場合、お客様は引き続き「IBM SaaS」に対するアクセス権限を有するものとし、「IBM SaaS」の利用に対して継続的に請求が行われます。「IBM SaaS」の利用を中断し、継続的な請求プロセスを停止するためには、お客様は 90 日前までに、IBM または IBM ビジネス・パートナーにお客様の「IBM SaaS」を解約する旨要請する通知を書面で行う必要があります。お客様のアクセスの解約により、お客様には解約の効力が生じる月内の未処理のアクセス料金が請求されます。

4.3 更新が必要

「PoE」にお客様の更新タイプは「終了」と記載されている場合、「IBM SaaS」は「サブスクリプション期間」の満了時に終了し、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスは削除されます。終了日以降も「IBM SaaS」の利用を継続するには、お客様の IBM 営業担当員または IBM ビジネス・パートナーに対して新規の「サブスクリプション期間」を発注し、購入する必要があります。

5. テクニカル・サポート

基本的なお客様サポートは、「IBM SaaS」オフラインおよび「イネープリング・ソフトウェア」に対して、「サブスクリプション期間」中に適宜提供されます。使用可能な「テクニカル・サポート」およびお客様サポートの詳細は、以下の Web サイトをご覧ください。

<http://www.ibm.com/software/support/kenexa/supportlrn.html>

6. 「IBM SaaS」 オファリングの追加条件

6.1 第三者のアクセス

「IBM SaaS」の利用に関する本「ToU」の条件に従い、お客様は、お客様が許可した第三者(以下「第三者」といいます。)に「IBM SaaS」へのアクセスを許可することができます。お客様は、「IBM SaaS」の利用に関する条件を「第三者」に通知する必要があります。お客様は、これらに限られないものの、a) 「第三者」による「IBM SaaS」に関連する請求、および b) 「第三者」による「IBM SaaS」の不正利用を含む、「IBM SaaS」への「第三者」のアクセスに対して責任を負うものとします。お客様は、「第三者」による「IBM SaaS」の使用に対して、IBM を防御、補償、免責するものとします。本義務は免責の対象ではありません。

6.2 セーフ・ハーバー原則の証明

IBM は、EU(欧州連合)からの情報の収集、使用および保管に関して、米国商務省が規定する「米国 - EU 間のセーフ・ハーバーの枠組み」に従うものとします。「セーフ・ハーバー」の詳細および IBM の認証宣言は、<http://www.export.gov/safeharbor/> でご覧いただけます。

6.3 お客様のデータの返却または削除

「ToU」または「本契約」の終了後または満了後の、お客様の書面による要求により、IBM は、自社のバックアップ・ポリシーおよび保存ポリシーに従い、「IBM SaaS」で利用することができるすべての「個人データ」を削除するか、またはお客様に返却します。

6.4 Cookie

お客様は、IBM が、利用統計データと情報(ユーザー・エクスペリエンスの改良に役立てること、およびユーザーとの間の対話をカスタマイズすること、またはそのいずれかを目的とした)を収集する際に、<http://www-01.ibm.com/software/info/product-privacy/index.html> に従って、個人を特定できる情報を収集するために、Cookie および追跡技術を使用できることに同意するものとします。準拠法で要求されている場合には、お客様は対象ユーザーに通知済みであり、上記のすべてを実行することについてユーザーの同意を得ています。

6.5 データの処理

すべての EU 加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、およびスイスで行われる取引については、以下の条件が適用されます。

お客様は、IBM が、以下の各国に対して、国域を越えて「個人データ」を含む「コンテンツ」を処理することに同意するものとします: イングランド、カナダ、中国、ドイツ、インド、アイルランド、メキシコ、シンガポール、ベトナム、およびアメリカ合衆国。

お客様は、IBM が、「クラウド・サービス」の提供のために必要であると合理的に判断した場合には、通知をもって、この国一覧を変更できることに同意するものとします。

IBM の「米国 - EU 間のセーフ・ハーバーの枠組み」および「米国 - スイス間のセーフ・ハーバーの枠組み」が EEA またはスイスの「個人データ」の移転に適用されない場合には、当事者またはその関連会社は、選択条項を除く EC Decision 2010/87/EU に従って、該当するそれぞれの役割において、修正が加えられていない EU 標準契約条項を個別に締結することができます。関連会社が締結した場合であっても、かかる契約に起因するすべての紛争または責任については、両当事者は、本契約の条件に基づいて、紛争または責任が両当事者間で生じた場合と同様に取り扱うものとします。

6.6 Derived Benefit Locations

該当する場合、税金は、お客様が「IBM SaaS」に関する利益を享受しているとお客様が特定する場所にに基づきます。IBM は、お客様が IBM に追加情報を提供する場合を除き、「IBM SaaS」の注文時に主要な Benefit Location として記載した事業所住所に基づいて税金を適用します。お客様は、当該情報を最新に保ち、変更があった場合には IBM に通知する責任を負うものとします。

別紙 A

IBM Kenexa Learn on Cloud は、お客様による学習コンテンツの開発、提供、追跡を可能にするプラットフォームです。お客様は、以下に記載する IBM Kenexa Learn on Cloud の 3 製品のいずれか 1 つ、またはその任意の組み合わせを発注することができます。

- IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Author
- IBM Kenexa LMS on Cloud
- IBM Kenexa Hot Lava Mobile on Cloud

IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Author および IBM Kenexa LMS on Cloud 製品については、初回の実装サービスが必要となり、別個の「作業指示書」(SOW)に基づいて実施されます。

Hot Lava Mobile on Cloud の初回の実装サービスを以下に記載します。

1. IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Author

IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Author には、多様な提供のために共同環境で再使用可能なコンテンツの開発を可能にし、検索、クライアント・ベースのメタデータ、動的な分類法、オブジェクト追跡およびレポート作成機能によりコンテンツを管理、再利用し、外部コンテンツまたは従来コンテンツのインポート、タグ付け、追跡、管理を実行でき、また、単一ソーシングのコンテンツを作成できる「オーサリング」機能を含みます。本「IBM SaaS」オファリングには、1 つの本番サイトおよび 1 つの本番以外のサイト (つまり、ステージング・サイト) に対する使用権が含まれます。

1.1 LCMS Premier on Cloud Author 向けのオプションで注文可能な機能 (初回の実装サービス後に利用可能)

- a. IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Dynamic Delivery
AICC 標準またはその他サポートされている方法を用いて e-ラーニングを LCMS から直接提供することを可能にします。コンテンツは、対象者のニーズおよび提供時に利用する媒体のニーズを満たせるように、提供時に動的にフォーマットされます。
- b. IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Additional Report
標準でサポートされている付属のレポートの他に、追加レポート機能を提供します。レポートは、標準的なデータベースに含まれたデータに限定され、標準的なデータベースに対する修正は含まれません。
- c. IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Additional Authoring Template
追加として 1 つのテンプレートを提供します。これには、特定のお客様の要件に対応する、コンテンツ・オーサリング用の標準が含まれています。
- d. IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Additional Microsoft Content Conversion
追加として 1 つのマッピング・ファイルを提供します。これにより、特定のフォーマットによる Word または PowerPoint ファイルをネイティブの LCMS フォーマットにインポートし、変換することができます。
- e. IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Additional Language
IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Author で提供される基本の言語パック以外の言語サポートに対する追加の言語パックを提供します。
- f. IBM Kenexa LCMS Premier on Cloud Additional Non-Production Hosted Site
内部のテストまたは研修のために使用することのできる追加のステージング・サイトに対する使用権をお客様に付与します。

2. IBM Kenexa LMS on Cloud

クラスルーム学習、オンライン学習およびモバイル学習をサポートする、コースの管理、文書化、追跡、レポートおよび提供を行うための構成可能な「学習管理システム」。安全な環境でソーシャル・ソフト

ウェア機能を使用、統合することによって、同僚および専門家が学習をサポートします。本「IBM SaaS」オフファリングには、1つの本番サイトおよび1つの本番以外のサイト（つまり、ステージング・サイト）に対する使用権が含まれます。

2.1 LMS on Cloud 向けのオプションで注文可能な機能 (初回の実装サービス後に利用可能)

a. IBM Kenexa LMS on Cloud Human Resource Synchronization

これによりお客様は、現在の HR 情報システムから LMS ユーザーと同期をとることができます。IBM は、ユーザーのインポートのためのフォーマットを提供します。お客様は、指定されたフォーマットでユーザーのインポートを実行する責任を負います。

この機能の導入、設定、およびデータ検証を支援するために、最大 8 時間のリモート・コンサルティング・サービスが提供されます。全時間数を使用したか否かにかかわらず、このサービスは購入日から 90 日後に満了となります。

b. IBM Kenexa LMS on Cloud Data Import

LMS への研修履歴データのインポートを可能にします。IBM は、履歴データのインポートのためのフォーマットを提供します。お客様は、Excel スプレッドシートを使用して、指定されたフォーマットで、履歴データのインポートを実行する責任を負います。この機能の導入、設定、およびデータ検証を支援するために、最大 8 時間のリモート・コンサルティング・サービスが提供されます。全時間数を使用したか否かにかかわらず、このサービスは購入日から 90 日後に満了となります。

c. IBM Kenexa LMS on Cloud LDAP Support

LMS と、LDAP プロトコルを使用している第三者のディレクトリー・サーバーとを統合します。

d. IBM Kenexa LMS on Cloud Additional Adaptive Report

標準でサポートされている付属のレポートの他に、追加レポート機能を提供します。レポートは、標準的なデータベースに含まれたデータに限定され、標準的なデータベースに対する修正は含まれません。

e. IBM Kenexa LMS on Cloud eCommerce Integration

LMS を e- コマースと連動させることができます。

f. IBM Kenexa LMS on Cloud Additional Language

IBM Kenexa LMS on Cloud で提供される基本の言語パック以外の言語サポートに対する追加の言語パックを提供します。

g. IBM Kenexa LMS on Cloud Additional Non-Production Hosted Site

内部のテストまたは研修のために使用することのできる追加のステージング・サイトに対する使用権をお客様に付与します。

3. IBM Kenexa Hot Lava Mobile on Cloud

さまざまなコミュニケーション、モバイル学習およびパフォーマンス・サポートのシナリオに適合するために、デバイスに依存しないさまざまな種類のモバイル・コンテンツを開発、提供し、その使用の分析を行うモバイル学習ソリューション。一度のコンテンツ開発で、モバイル・デバイスおよびタブレットに展開する能力を含みます。

Hot Lava Mobile の標準的な実装には、以下の機能のリモートからの構成およびセットアップが含まれます。

- *IBM Kenexa Builder for Microsoft PowerPoint* モバイル・デバイスで送信されるコンテンツのオーサリング用コンポーネント
- *Hot Lava Mobile Delivery Engine* モバイル・コンテンツの発行、ユーザーのアクセス権限の編集、およびモバイル・コンテンツ配信の追跡

別紙 B

IBM Kenexa Learn on Cloud

IBM は、以下の条件に従って、本 SLA をお客様に提供します。開始時またはお客様の「サブスクリプション期間」の更新時における最新版の本 SLA の条件が、適用されます。お客様は、SLA が、お客様に対する保証とならないことを了承します。

1. 定義

- a. **「権限を有する担当者」** - お客様が IBM に対して指定している、本 SLA に基づき「請求」を提出することが認められた個人をいいます。
- b. **「可用性クレジット」** - IBM が検証した「請求」に対して提供する救済措置をいいます。「可用性クレジット」は、返金または「サービス」のサブスクリプション料金の将来の請求額から割引く形で適用されます。
- c. **「請求」** - 本 SLA に基づいて、お客様の「権限を有する担当者」が IBM に対して提出する、「契約月」中に「サービス・レベル」が満たされていない旨の主張をいいます。
- d. **「契約月」** - その月の初日の午前 12 時 (米国東部標準時) から当該月の末日の午後 11 時 59 分 (米国東部標準時) までを基準とする「サービス」期間における各 1 か月をいいます。
- e. **「お客様」** - IBM に対して「サービス」を直接申し込み、かつ、IBM との間の「サービス」に関する契約に基づく重大な義務 (支払義務を含みます。) に違反していない組織をいいます。
- f. **「ダウン時間」** - 「サービス」のための実稼働システム処理が停止し、適切な許諾を得ているすべてのお客様のユーザーが、あらゆる「サービス」を利用できなくなる期間をいいます。「ダウン時間」には、「サービス」が以下のいずれかに起因して利用できなくなった場合の期間は含まれません。
 - (1) 計画されたシステムのダウン時間。
 - (2) IBM の管理の及ばない事象または原因 (例: 自然災害、インターネット障害等)。
 - (3) お客様または第三者のアプリケーション、機器またはデータの不具合。
 - (4) お客様または第三者 (お客様のパスワードまたは機器を使用して「サービス」へアクセスするあらゆる利用者を含みます。) の作為または不作為。
 - (5) 「サービス」にアクセスするための所要のシステム構成およびサポートされているプラットフォームを満たさないこと。
- g. **「事象」** - 「サービス・レベル」が満たされない原因となる状況または一連の状況をいいます。
- h. **「計画されたシステムのダウン時間」** - 保守作業のための定期的なサービスの停止をいいます。
- i. **「サービス」** - 本 SLA が適用される IBM Kenexa のサービスをいいます。本 SLA は、各「サービス」に対して組み合わせられることなく個別に、適用されます。
- j. **「サービス・レベル」** - IBM が本 SLA において提供する「サービス」のレベルを評価するための、以下に規定する基準をいいます。

2. 可用性クレジット

- a. お客様が、「請求」を申請するためには、IBM の重要度 1 のサポート問題の報告手順に従って、各「事象」に対するサポート・チケットを、該当する「サービス」の IBM お客様サポート・ヘルプ・デスクに対して、記録しなければなりません。お客様は、「事象」に関するすべての必要な詳細情報を提出し、「事象」の分析および説明につき、重要度 1 のサポート・チケットが要求する範囲で IBM を合理的に支援しなければなりません。かかるチケットは、「事象」がお客様による「サービス」の使用に影響を及ぼしたことにお客様が最初に気付いた時点から 24 時間以内にログに記録する必要があります。

- b. お客様の「権限を有する担当者」は、お客様の「可用性クレジット」の「請求」を、「請求」の対象となる「契約月」の末日から3営業日以内に提出しなければなりません。
- c. お客様の「権限を有する担当者」は、「請求」に関するあらゆる合理的な詳細(関連するすべての「事象」および満たされていないとして請求される「サービス・レベル」についての詳細な説明を含みますがこれらに限られません。)を、IBM に提供しなければなりません。
- d. IBM は、各「契約月」中における「ダウン時間」の合計時間を、内部で測定し、報告します。IBM は、有効な各「請求」に対して、適用可能な「可用性クレジット」の最高額を、各「契約月」中における「ダウン時間」の合計時間に基づいて適用します。同「契約月」中における同「事象」に対する「可用性クレジット」は、重複して適用されません。
- e. 各「契約月」に与えられた「可用性クレジット」の合計は、いかなる状況においても、「サービス」に対してお客様が IBM に支払った年間料金の12分の1の10%を超えることはありません。
- f. IBM は、IBM の記録から入手し得る情報に基づいて、「請求」の検証を合理的に判断します。お客様の記録におけるデータと IBM の記録の間で相違がある場合には、IBM の記録が優先するものとします。
- g. 本 SLA に基づいてお客様に提供される「可用性クレジット」は、「請求」に関するお客様の唯一かつ排他的な救済措置です。

3. サービス・レベル

「契約月」における「サービス」の可用性

達成したサービス・レベル (「契約月」中)	「可用性クレジット」 (「請求」の対象である「契約月」における サービス契約月額料金の割合)
93.0% - 99.2%	5%
93% 未満	10%

「達成したサービス・レベル」の割合は、以下のとおりに算出されます。(a)「契約月」における分単位の総時間数から、「計画されたシステムのダウン時間」の分数を差し引き、そこから(b)「契約月」における予定外の「ダウン時間」の分単位の総時間数を差し引いた値を(c)「契約月」における分単位の総時間数(「計画されたシステムのダウン時間」を差し引きます。)で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

4. 除外事項

本 SLA は、IBM のお客様に限り、適用されます。本 SLA は、以下の場合には適用されません。

- ベータ版および評価版の「サービス」。
- 非実稼働環境(テスト、ステージング、災害復旧、または品質保証を含みますが、これらに限定されません)。
- 「サービス」における IBM のお客様のユーザー、ゲスト、参加者、および許可された招待者による「請求」。
- お客様が、「ご利用条件」、「利用規定」またはお客様の「サービス」に対する契約に基づく重大な義務に違反(支払義務の不履行を含みますが、これに限られません。)した場合。